

刀一十把・鍍金銅結束紅漆靶鞘蓑刀三十把・鍍金銅結束螺鈿靶鞘
蓑刀二十把・五彩編緋穿束皮鉄甲一領・紅編緋穿束皮鉄甲一領・
鎖子甲手套一双・鍍金鉄面一双・鍍金銅護膝一双・色線穿紅漆鉄
護腿一双・犀角二十六個、共に重さ一十七斤・磨刀石二様、共に
重さ一万斤・貼金彩画屏風二扇・貼金墨画等様扇二百把・象牙四
十三条、共に重さ五百斤・馬三十四・硫黄四万斤を装載し、京に
赴き謝恩せしむ。臣円、当に益々敬を堅め補報是れ図るべし。礼
部に備咨して知会するを除くの外、謹んで具して奏聞す。

為の字より起こし外の字に至りて止む。計四百四十字、紙一張
右、謹んで奏聞す

成化八年（一四七二）九月二十八日 琉球国中山王臣尚円、謹
んで上奏す

注

- (1) 詔書 (〇一八)。
- (2) 勅諭 (〇一九)。
- (3) 頒賜 頒賜の目録は(〇二〇)。
- (4) 武実 『明実録』成化九年四月丁卯の条にこの入貢の記事がある。
- (5) 扎靶 刀のつかに(紐などを)巻きつけること。
- (6) 編緋 幅の狭い平紐、組紐。
- (7) 鎖子甲手套 鎖籠手か。肩先から左右の腕をおおうもので、布帛の袋に鎖を綴じつけて仕立てる。
- (8) 礼部に備咨 (一七八)。

1-12-21

国王尚円の、前年の進貢使の強盜殺人事件を釈明し、従来通
りの一年一貢を請う奏(二四七六)

琉球国中山王臣尚円、奏す。開読し復命する事の為にす。

本国、成化十年(一四七四)謹んで方物を備え、正義大夫等の
官の程鵬等を差わし朝貢せしむ。回還するに、勅諭を齎捧し、国
に到る。開読するに、夷邦をして先次の通事蔡璋等を責問し、劫
を行いたる番人を追究し、法に依りて懲治せしめよ。今後は每船
一百人、多くも一百五十人を過ぎず、二年一貢せよ、とあり。遵
依して即ち通事蔡璋並びに同船せる一起の人犯を拘し、親自ら、
逐一隔別に研究するに、各々、陳二官は賊に劫殺せらるると供す。
之を拘問するに、先の船は、港外の馬頭江の綱崎を離れて抛泊し、
通船の人衆は一人も岸に登るを許さず。豈に番人、遠く本船を離
れ強劫し殺人するの情有らんや、と。異口同詞なり。事明にし
て理順なり。委に実情無し。懷安県の官、一時挨拶に従無きも、
只だ陳二官の隣人王宗なる人の、空に托して番人の劫を行うを告
指するに憑り、該管の地方の里老をして王宗の告供する所に依憑
して結せしめて申達す。上司は実跡の有無を究めず、只だ該県の
申呈に照らして具奏せるのみ。一夫の浮言より出するに、九重の
聖聴を煩瀆す。合に各人の備細の供詞を將て具本し復命すべし。
伏して望むらくは、天朝、海涵なる春育もて曠蕩の恩赦を覃敷せ

んことを。其れ疑わしきは罪せざるに似たり。謹んで鍍金銅結束
黒漆沙魚皮靶螺鈿鞍腰刀四把・鍍金銅結束螺鈿鞍套刀四把・丁香
香二百斤・象牙二百斤・檀香二斤・束香三百斤・胡椒一千斤・馬
二十三匹・硫黄三万斤を備えて、長史梁応・使者亞蘇等を差わし、
勝字等号海船二隻を駕して装載し、表文一通を齎捧して謝恩せし
む。

一切に惟うに琉球国の歴世の先王、天朝の屢々廷臣を遣わし夷國
に俯臨して、王を封じ錫賚し多儀を賞賜するを荷蒙す。欽んで惟
うに太祖高皇帝、國王の陪臣の子をして国子監に入りて読書せし
むるを許し、儒学を知り其の夷風を化せしむ。永樂十五年（一四
一七）三月内、礼部の咨を准く。太宗文皇帝の聖旨を奉ずるに、
琉球國王は天道に敬順し、我が朝に恭事す。我這裏、人を差わし
去きて硫黄を取らしむるに、他便ち数の如く送りて将来す。好生
至誠なり。恁礼部、王の差来せる人を將て都て衣服を与えて賞賜
せよ。王の賞賜は就ち使者毎をして帶して回去せしめよ。但だ附
搭せる一応物貨は都て抽分を免じ、例に照らして価値を給与し、
他の、東西を収買して回国するを従す。船の壞れたるは、他の
修するを与し、該に換うべきものは、他の換うるを与し、風汛に悞了
休らしめよ、とあり。此れを欽む。欽遵して、消埃報い難きも方
物を備えて按年職貢す。聖徳の含弘し柔遠するの盛治を仰頼して、
以て臣子の感恩し向化するの微誠を尽くし、一年一貢して、旧規
を遵奉せん。二載一朝は実に疎曠と為す。孝子の父母に事うるや、

一日見ざれば心に於て安からず。夷國、天朝を仰ぎて一年一貢す
れば誠に於て乃ち尽くさん。乞う、洪武永樂年間の事例に照らし、
名に照らして稟糧を支給せんことを。乞巧を免れしめ、実に万幸
と為すに庶からん。謹んで具して奏聞し、伏して勅旨を候つ。

成化十二年（一四七六）

注* 『明実録』成化十一年四月戊子の条にこの事件の記事がある。

(1) 復命 命ぜられてした事の結果を命令者に報告すること。

(2) 程鵬 『明実録』成化十一年三月己未の条にこの入貢の記事
がある。

(3) 勅諭 (〇一―二)。本事件の詳細があり、参照のこと。

(4) 一起 一緒に。ひと組。合計。

(5) 馬頭江 福建省の閩江の河口の馬尾付近を指す名称（『乾隆
福州府志』巻五、山川）。綱崎は不明。地名か。

(6) 懷安県 福州府城北、馬尾から約四十キロ上流にある。

(7) 挨拶 挨拶は一つ一つ、順番に。一人ずつ探して捕らえること
か。

(8) 里老 里老人。明代、村落内で選ばれた長老。裁判権を委ね
られ、下級審の役割を有した（『社経語彙・正』）。

(9) 結 証文。

(10) 聖聴 天子が聞くこと。

(11) 錫賚 たまもの。賞与（する）。

(12) 国子監 (〇四―〇五) 注(31) 国学参照。

(13) 消埃 見えないほどのほこり。貢物が僅かなことのとえ。

(14) 按年 年々。毎年。

(15) 含弘 万物を包みこむ。広大な徳。

(16) 乞丐キツガイ 施しをもとめる。

1-12-22

長史梁応の、皇太子冊立の詔の頒賜を請う奏

(一四七六、三、五)

琉球国中山王尚円の差来せる長史梁応等、謹んで奏す。情を陳べて乞恩する事の為にす。

臣等、本国の差を蒙り、使者亜蘇等と共に表文を齎捧し京に赴き謝恩す。方物は、福建の三司の委官して管運するを蒙るを除くの外、臣等、京に到り、幸いに皇上、成化十一年(一四七五)十一月朔八日に東宮を冊立するを聞くに、実に天下万々の根本なり。臣等、切に見るに、朝廷、官を差わし詔を齎し、朝鮮・安南等の国に前往せしめて去訖る。況んや臣の本国、遠く藩維を守り、隔たりて海道を渉るをや。未だ恩賜を蒙らず。若し情を陳べて奏請せず、縁りて臣等回還すれば誠に国王の罪責して便ならざるを恐る。思い得たるに、朝鮮・安南等の国は、俱に朝廷の正朔を奉ずるの国にして、臣の国と比ぶるに事体は相い同じ。如し伏し望みて皇上の憐憫を蒙らば、乞う、詔書を降して臣等に賜い、本国に齎回して開読せしめんことを。雨露均しく霑すを得、臣等、天恩を感戴するの至りに勝えざるに庶からん。此の為に、名を連ねて具本し親ら齎して、謹んで具して奏聞し、伏して勅旨を候つ。

成化十二年(一四七六)三月初五日

注 (1) 梁応 『明実録』成化十二年三月戊申の条に入貢の、三月己未(十六日)の条に、本文書及び(二二二三)の奏請を行

い許された記事がある。

(2) 三司 布政司、按察司、都指揮司。

(3) 東宮を冊立 成化十一年十一月癸丑、皇子祐樞(のちの弘治帝)を皇太子とした。

(4) 朝廷：前往せしめて去訖る 『明実録』成化十一年十一月辛未の条に記事がある。

(5) 安南 ここではヴェトナムの大越国(黎朝)、一四二八—一五二七、一五三三—一七八九年。安南はヴェトナム方面に対し中国をはじめとする漢字文化圏の外国が長く用いた呼称。

1-12-23

長史梁応の、皇太子冊立の詔の頒賜を再び請う奏

(一四七六、三、一五)

琉球国中山王尚円の差来せる長史梁応等、謹んで奏す。例に照らすを乞恩する事の為にす。

臣等、本国の差を蒙り、表文を齎し京に赴き謝恩す。方物を將て該福建三司の委官して管運するを除くの外、臣等、京に到り、幸いに皇上、東宮を冊立するを聞く。実に天下万々の根本なり。臣等、成化十二年(一四七六)二月内に具本すらく、詔書を降して臣等に賜い、順齎して回国せしむるを乞う、の情由あり。奏し